神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番4号株式会社リアルビジョン 代表取締役社長 杉山尚 志

## 第16回定時株主総会招集ご通知の一部修正について

平成 24 年 6 月 11 日付にてご送付申しあげました「第 16 回定時株主総会招集ご通知」につきまして、下記のとおり修正をいたしたくお知らせしますとともに、ここにお詫び申しあげます。

記

修正箇所は次のとおりであります。なお、修正箇所にを付しております。

1. 39ページ「株主総会参考書類 第1号議案 定款一部変更の件」の「1. 提案の理由(1)」の記載の一部【修正前】

(定款第37条)

## 【修正後】

(定款第36条)

2. 39ページ「株主総会参考書類 第1号議案 定款一部変更の件」の「2. 変更の内容」の記載の一部

## 【修正前】

(下線は変更部分を示します。)

	(上版は及文印力でかしより。)
現行定款	変更案
(新設)	(監査役の責任免除) 第37条 当会社は、会社法第426条第1項の 規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であったものを含む。)の損害賠償 責任を、法令の限度において、取締役会の決 議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、社外監査役との間に、任務を 怠ったことによる損害賠償責任を限定する 契約を締結することができる。ただし、当 該契約に基づく責任の限度額は、法令が規 定する額とする。
第 <u>37</u> 条 ~ (条文省略) 第 <u>42</u> 条	第 <u>38</u> 条 〜 (現行どおり) 第 <u>43</u> 条

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	(監査役の責任免除) 第36条 当会社は、会社法第426条第1項の 規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であったものを含む。)の損害賠償 責任を、法令の限度において、取締役会の決 議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、社外監査役との間に、任務を 怠ったことによる損害賠償責任を限定する 契約を締結することができる。ただし、当 該契約に基づく責任の限度額は、法令が規 定する額とする。
第 <u>36</u> 条 ~ (条文省略) 第 <u>41</u> 条	第 <u>37</u> 条 〜 (現行どおり) 第 <u>42</u> 条

以 上